

平成22年度事務事業実績及び前期4年間取組評価表

事務事業名	児童扶養手当給付事業	会計	一般会計	事業No.	150	施策順No.	36-012
		事業種別	政策・重点	予算科目	3-2-3-14-2		
政策	3 健やかに安心して暮らせるまちづくり			課等名	子育て支援課		
施策	36 生活困難者の自立及び支援			事業期間	開始	終了	

1 事業の目的

事業の目的は「対象」を「意図」した状態にすることです	対象	父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない18歳までの児童を養育している母親及び母に代わってその児童を養育している人						A十分達成した Bどちらかといえば達成した Cどちらかといえばできていない Dほとんど達成できていない
	誰、何に	具体的な数値で表すと(対象指標)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		母子家庭の数	1042	1023	1070	1130		
		児童扶養手当受給資格者数	777	783	818	880		
意図	母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図る。							
対象をどう変えるか	事業の成果を具体的な数値で表すと(成果指標)	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度目標	22年度実績	23年度目標	目標達成度
	児童扶養手当受給資格者数/母子家庭の数(%)	75	77	76	75	77		A
	児童扶養手当受給者数/受給資格者数(%)	89	89	89	89	91		
22年度の目標達成度に対する振り返り【政策的事業のみ評価】	父子家庭が新たに受給者になった。制度の趣旨が広く浸透した。							

2 手段(具体的な取り組み内容)

事業の制度(仕組み)説明	<p>父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない母子家庭等で、18歳の年度末までの児童を養育する母親及び養育者に支給される。</p> <p>○全部支給月額41,550円。一部支給(所得に応じて)41,540円～9,850円。児童加算額:第2子5,000円、第3子以降一人につき3,000円(平成23年度より改定)※手当額は消費者物価指数にあわせ改定される。※受給者、扶養義務者の所得により支給停止となる場合あり。(所得の限度額は、扶養親族等の数により異なる。)</p> <p>○請求した翌月分から支給され、4月、8月、12月(各月とも11日)年3回支払い</p> <p>○平成20年4月より受給期間が5年を超える受給者の手当額が1/2に減額された。(ただし就業意志のない者に限る。)</p>		
	事業内容	名称	活動量・単位
22年度事業内容	<p>○離婚・死別・未婚等により母子となった母等に母子相談及び福祉福制度の説明をする。</p> <p>○児童扶養手当の申請を受け、審査、認定を行い、手当の支給をする。</p> <p>○毎年8月現況届により支給要件の審査を行う。</p> <p>○一部支給適用除外届出書の受付、審査を行う。</p> <p>○広報等により児童扶養手当制度の周知につとめる。</p> <p>○受給者の自立にむけ就業支援を行う。</p> <p>○父子家庭への児童扶養手当支給。(広報による周知・新規認定手続き受付)</p>	受給資格認定件数 現況届受付件数	200 800
23年度実施計画	<p>○離婚・死別・未婚等によりひとり親家庭となった母・父等の相談及び福祉福制度の説明をする。</p> <p>○児童扶養手当の申請を受け、審査、認定を行い、手当の支給をする。</p> <p>○毎年8月現況届により支給要件の審査を行う。</p> <p>○一部支給適用除外届出書の受付、審査を行う。</p> <p>○広報等により児童扶養手当制度の周知につとめる。</p> <p>○受給者の自立にむけ就業支援を行う。</p>	受給資格認定件数 現況届受付件数	200 940

3 事業コスト

事業費	特定財源	国庫支出金	119,039	119,039	129,364	特定財源内訳、補足事項	(国)児童扶養手当給付負担金(1/3)
		県支出金					
		起債					
		その他					
	一般財源		239,218	238,828	258,728		
	計(A)		358,257	357,867	388,092		
	正規職員所要時間			1,400			
	臨時職員等所要時間						
	人件費計(B)			5,006			
	トータルコスト A+B			362,873			

4 事業に対する市民や議会の意見

--

5 行財政改革の取組内容【経常的事業のみ評価】

行財政改革の取組区分	【記載不要】	具体的な取組事項	【政策的事業のため記載不要】
21年度決算と比べての効果額(千円)	【記載不要】	効果額説明(算出根拠)、特殊要因	【政策的事業のため記載不要】

6 前期4年間の取組評価(総括)

上位の施策への結びつき	上位施策の目的	生活に困っている人が自立した生活を送ることができる。	施策の成果指標又はムトス指標	母子家庭の自立支援をした数
この事務事業は施策の目的達成にどのよう に貢献しましたか	4年間の振り返り	22年8月から父子にも児童扶養手当が支給されるようになり、受給者・支給額は増加してきている。		
	後期に向けた課題	23年4月から障害者年金受給者に子加算が導入され、児童扶養手当と子加算を比べて多い方を受けることができるようになった。このため、障害者年金受給者が児童扶養手当の申請をするケースが増えてくると考えられる。また、社会情勢、特に雇用情勢の悪化により、離婚の増加、また、離婚した母子・父子の生計維持困難ケースも増えてきて、受給者の増加が予想される。		
この事務事業の成果を向上させるためにどのような工夫を してきましたか	4年間の振り返り	制度の趣旨の周知をはかるため、年度ごとに最新情報を掲載したしおりを作成している。認定においては、本人の利益を確保しつつ公正を心がけてきた		
	後期に向けた課題	ひきつづき制度の趣旨周知をはかる		
コストを削減するためにどのような工夫を してきましたか	4年間の振り返り			
	後期に向けた課題			
受益者負担の程度、市が関与する程度は適切でしたか	4年間の振り返り	市が実施すべき法定受託事務である		
	後期に向けた課題			
多様な主体の役割の発揮状況 ①その主体は誰で、どのような役割を果たしましたか。 ②その主体が役割を發揮するために、行政はどのような働きかけを してきましたか、又は、配慮してきましたか	4年間の振り返り			
	後期に向けた課題			
全体を通じて	4年間の振り返り	児童を扶養する母、あるいは父にとっては生計の1部を下支えするものとして役に立ってきた		
	後期に向けた課題	受給者の生活が向上し、就労意欲が前向きになるような地域経済の活性が望まれる		

7 「対象」「意図」「結果」の関係の確認

事務事業を統合・分割する必要はありますか	ない	対象や意図を修正する必要はありますか	ない	成果指標や指標値を修正する必要はありますか	ない
----------------------	----	--------------------	----	-----------------------	----

8 総合評価・次年度の事業の方向性改善の計画

<input type="checkbox"/> 完了	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 別事業に統合	<input type="checkbox"/> 休止廃止	<input type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 目的見直し	<input type="checkbox"/> 事業のやり方改善
-----------------------------	--	-----------------------------	---------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------